

(第一類 第五号)

第一百七十一回国会 衆議院 財務委員会議録 第十一号

平成二十一年三月十七日(火曜日)

午前九時四十分開議

出席委員

委員長

田中 和徳君

理事

江崎洋一郎君

理事

竹本直一君

理事

吉田六左門君

理事

松野頼久君

理事

石原宏高君

理事

越智隆雄君

理事

龜井善太郎君

佐藤ゆかり君

とかじなみ君

西本勝子君

林田彪君

廣津素子君

三ツ矢憲生君

盛山正仁君

大畠章宏君

下条みつ君

古本伸一郎君

谷口隆義君

佐々木憲昭君

鈴木克昌君

和田隆志君

平田耕一君

三ツ矢憲生君

首藤忠則君

与謝野馨君

財務大臣

財務副大臣

財務大臣政務官

財務金融委員会専門員

大塚潤君

西本勝子君

西本有二君

委員の異動
三月十七日

辞任

鈴木馨祐君

原田憲治君

山本有二君

補欠選任

西本勝子君
大塚潤君
西本勝子君
西本勝子君

物に追加するほか、保税蔵置場等の許可をしない
ことができる要件に、申請者が暴力團員であるこ
と等を追加することとしております。

第一は、税関における水際取り締まりの充実強化であります。

次第であります。
以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に
対応する等の見地から、関税率について所要の措
置を講ずるほか、税関における水際取り締まりの
充実強化等を図ることとし、本法律案を提出した
次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

○田中委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、関税率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣与謝野馨君。

関税率法等の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○田中委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、関税率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣与謝野馨君。

○田中委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、関税率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣与謝野馨君。

同日 辞任 補欠選任

大塚高司君 原田憲治君

西本勝子君 山本有二君

鈴木馨祐君

と等を追加することとしております。

第二は、国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充であります。

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制を整えている製造者が製造した貨物を輸出しようとする者に対する特例措置を導入することとしております。

第三は、暫定関税率等の適用期限の延長であります。

平成二十一年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率等について、その適用期限の延長を行うこととしております。

その他、個別品目の関税率の改正のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

平成二十一年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率等について、その適用期限の延長を行うこととしております。

その他、個別品目の関税率の改正のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとしております。

本日は、これにて散会いたします。

午前九時四十三分散会

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとしております。

本日は、これにて散会いたします。

午前九時四十三分散会

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。

——五〇〇五・〇〇——綢糸及び絹紡紬糸(小売用にしたもの)を除く。——無税

(関税率法の一部改正)

第一条 関税率法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七条の十二」を「第六十七条の十八」に改める。

第七条の二第一項中「第六十七条の三第一項」を「第六十七条の三第一項第二号」に改める。

第七条の五第一号中へをりとし、ホをチとし、ニをトとし、同号ハ中「若しくは口」を「から二までに改め、同号ハを同号ホとし、同号

ホの次に次のように加える。
ヘ 暴力團員等によりその事業活動を支配

されている者であるとき。
第七条の五第一号の次に次のように加え
る。

八 暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の二第七項都道府県暴力追放運動推進センターの規定を除く。以下同じ。)に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三第一項(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、又は執行を受けられ、その刑の執行を終た日から二年を経過していない者である。

八 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、又は執行を受けられ、その刑の執行を終た日から二年を経過していない者である。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に
関する法律第二条第六号(定義)に規定す
る暴力団員(以下この号において「暴力団
員」という。)又は暴力団員でなくなつた
日から五年を経過していない者(以下「暴
力団員等」という。)であるとき。

第七条の十二第一項第一号末中「今まで」を
「今まで」に改める。

第四十三条中第七号を第十号とし、第六号を
第九号とし、第五号を第八号とし、同条第四号
中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第六
号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 申請者が暴力団員等によりその事業活動
を支配されている者である場合

四十三条规定の次に次の二号を加える。

四 申請者が暴力団員による不当な行為の防
止等に関する法律の規定に違反し、又は刑
法第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助
勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三
第一項(凶器準備集合及び結集)、第二百二
十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背
任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する
法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、そ
の刑の執行を終り、又は執行を受けた
ことがなくなつた日から二年を経過してい
ない場合

五 申請者が暴力団員等である場合
四十八条规定の次に次の各号を加える。
一 貨物を輸出しようとする者であつてあら
かじめいずれかの税関長の承認を受けた者
(以下この節において「特定輸出者」とい
う。)又は当該貨物の輸出に係る通関手続を認定
通関業者に委託した者(次項において「特定委託
輸出者」という。)は、その」を「次に掲げる者
は」に改め、同項に次の各号を加える。

二 貨物を輸出しようとする者であつて當該
置場の許可をしないことができる場合」を
「第十号まで(許可の要件)」に改める。

第五十一条第一号ハ中「第四号」を「第七号」に
改める。

第六十二条の八第二項第五号中「第四号」を
「第七号」に改め、「保税蔵置場の」を削る。

第六十三条の四第一号ホを同号チとし、同号
二中「ハまで」を「ホまで」に、「又は」を「又は」
に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ヘの次に次
のように加える。

ト 暴力団員等によりその事業活動を支配
されている者であること。

第六十三条の四第一号ハの次に次のように加
える。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に
関する法律の規定に違反し、又は刑法第
二百四条(傷害)、第二百六条(現場助
勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三
第一項(凶器準備集合及び結集)、第二
百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七
条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に
関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せ
られ、その刑の執行を終り、又は執行
を受けることがなくなつた日から二年を
経過していない者であること。

本 暴力団員等であること。

第六十三条の八第一項第一号イ中「二まで」を
「トまで」に改める。

第六十七条の三第一項中「貨物を輸出しよう
とする者であつて、あらかじめいずれかの税関
長の承認を受けた者(以下「特定輸出者」とい
う。)又は当該貨物の輸出に係る通関手続を認定
通関業者に委託した者(次項において「特定委託
輸出者」という。)は、その」を「次に掲げる者
は」に改め、同項に次の各号を加える。

二 貨物を輸出しようとする者であつてあら
かじめいずれかの税関長の承認を受けた者
(以下この節において「特定輸出者」とい
う。)

三 第六十七条の三第一項第一号イ中「二まで」を
「トまで」に改める。

第六十七条の三第一項第一号イ中「二まで」を
「トまで」に改める。

4 特定製造貨物輸出者は、特定製造貨物輸出
申告に際しては、当該特定製造貨物輸出申告
に係る貨物の品名、数量その他の政令で定め
る事項を記載した書面であつて認定製造者が
作成したもの(第六十七条の十三第三項第二
号イ及び第六十七条の十七第一項第三号にお
いて「貨物確認書」という。)を税関長に提出し
なければならない。

第一項第一号に改め、同条第一項を「前条
第一項第一号に改め、同条第一号ホ中「前条第
一項」を「前条第一項第一号」に改める。

第六十七条の四中「前条第一項」を「前条
第一項第一号に改め、同条第一号ホ中「前条第
一項」を「前条第一項第一号」に改める。

第六十七条の四中「前条第一項」を「前条
第一項第一号に改め、同条第一号ホ中「前条第
一項」を「前条第一項第一号」に改める。

第六十七条の九中「第六十七条の三第一項」を
「第六十七条の三第一項第一号」に改める。

第六章第二節中第六十七条の十二の次に次の
六条を加える。
(製造者の認定)

第六十七条の十三 貨物を製造する者は、申請
により、自ら製造した貨物の輸出に関する業
務が、自己、輸出者その他の者により適正か
つ確実に行われるよう、当該業務の遂行を適
正に管理することができるものと認められる
旨の税関長の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者(以下この
条において「申請者」という。)は、当該申請者
及び特定製造貨物輸出者(当該申請者が製造
する貨物を輸出しようとする者であつて、當該
該貨物の輸出に関する業務を當該申請者の管
理の下に行う者をいう。以下この節において
同じ。)の住所又は居所及び氏名又は名称その
他必要な事項を記載した申請書を、當該申請
者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長

に規定する特定製造貨物輸出者をい
う。次項及び第四項において同じ。)

第六十七条の六第二項の表第四条第一項の項
中「第六十七条の三第二号中「次号」の下に「並び
に第六十七条の十三第一項及び第二項」を加え
る。

本 暴力団員等であること。

第六十七条の四第二号中「次号」の下に「並び
に第六十七条の十三第一項及び第二項」を加え
る。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に
関する法律の規定に違反し、又は刑法第
二百四条(傷害)、第二百六条(現場助
勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三
第一項(凶器準備集合及び結集)、第二
百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七
条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に
関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せ
られ、その刑の執行を終り、又は執行
を受けることがなくなつた日から二年を
経過していない者であること。

第六十七条の六第二項の表第四条第一項の項
中「第六十七条の三第二号中「次号」の下に「並び
に第六十七条の十三第一項及び第二項」を加え
る。

本 暴力団員等であること。

第六十七条の四第二号中「次号」の下に「並び
に第六十七条の十三第一項及び第二項」を加え
る。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に
関する法律の規定に違反し、又は刑法第
二百四条(傷害)、第二百六条(現場助
勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三
第一項(凶器準備集合及び結集)、第二
百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七
条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に
関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せ
られ、その刑の執行を終り、又は執行
を受けることがなくなつた日から二年を
経過していない者であること。

第六十七条の六第二項の表第四条第一項の項
中「第六十七条の三第二号中「次号」の下に「並び
に第六十七条の十三第一項及び第二項」を加え
る。

本 暴力団員等であること。

第六十七条の四第二号中「次号」の下に「並び
に第六十七条の十三第一項及び第二項」を加え
る。

除き、郵便切手の模造品にあつては郵便切手類
模造等取締法(昭和四十七年法律第五十号)第一
条第二項の規定により総務大臣の許可を受けて
輸入するもの(除く。)を加える。
第七十九条第三項第一号に次のように加え
る。

ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に

関する法律の規定に違反し、又は刑法第

二百四条(傷害)、第二百六条(現場助
勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の

三第一項(凶器準備集合及び結集)、第二

百二十二条(脅迫)若しくは第三百四十七
条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に
関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せ
られ、その刑の執行を終わり、又は執行
を受けることがなくなつた日から二年を
経過していない者であること。

ヘ 暴力団員等であること。

ト その業務について亦若しくはへに該當
する者を役員とする法人であること又は
その者を代理人、使用人その他従業者
として使用する者であること。

チ 暴力団員等によりその事業活動を支配
されている者であること。

第七十九条の四第一項第一号中「若しくは」
を「から」までに改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三
十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十一年三月三十一日」を「平
成二十二年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七

条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項
及び第七項中「平成二十年度」を「平成二十一年
度」に改める。

別表第一第五〇・〇五項を削る。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一
の六及び別表第一の八中「平成二十一年三月三
日」を「平成二十二年三月三一日」に改める。

平成二十一年三月二十三日印刷

平成二十一年三月二十四日発行

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

輸入するもの(除く。)を加える。

当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第六十九条の十一の改正規

定 平成二十一年六月一日

二 第二条の規定 関税法第六十九条の十一
改正規定を除く。)及び附則第五条の規定

成二十二年七月一日

(関税法の一部改正に伴う準備行為)

第二条 第二条の規定による改正後の関税法(以

下「新関税法」という。)第六十七条の十三第一項
の認定を受けようとする者は、前条第二号に定

める日前においても、新関税法第六十七条の十
三第二項及び第四項の規定の例により、その申

請を行うことができる。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律(附則第一条ただし書に規定す
る規定については、当該規定)の施行前にした
行為に対する罰則の適用については、なお從前

の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律
の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め
る。

(通関業法の一部改正)

第五条 通関業法(昭和四十二年法律第百二十二
号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イの(1)の中「第六十七条の三
第一項」を「第六十七条の三第一項第一号」に改
める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、新関税法の施行の状況を勘案
し、必要があると認めるときは、新関税法の規
定について検討を加え、その結果に基づいて必
要な措置を講ずるものとする。

最近における内外の経済情勢の変化に対応する
等の見地から、偽造印紙等を輸入してはならない
貨物に追加するとともに、暴力団員であること等
を保稅蔵置場等の許可をしないことができる要件
に追加するほか、暫定関税率の適用期限を延長す
る等、所要の改正を行いう必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。